

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、日常生活や体験学習に支援が必要な状況にある、障害児の兄弟姉妹（以下、きょうだい児）や障害児、及び養育者を対象に、学生が主体となって企画する様々なイベント（サマーキャンプやクリスマスパーティー、交流会等）を通して、障害の有無にかかわらずすべての人々が互いを認め合いながら成長し、共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) きょうだい児を対象としたサマーキャンプ事業
- (2) きょうだい児及びその家族を対象とした交流事業
- (3) 一般市民を対象としたきょうだい児支援に関する研修事業
- (4) この法人の各事業を広めるための広報事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 学園祭等における物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加でき、総会においては議決権を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親

族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 指定のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(Web 会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページまたは内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行

う。また、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。ただし、特定非営利活動促進法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 10 章 雜 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	田子森 健太
副代表理事	高松 世奈
副代表理事	西方 花織
専務理事	久田 満
理事	生田 千陽
理事	大坪 千咲
理事	高林 瑞希
理事	宇佐美 真理
理事	中嶋 安由
理事	中村 辰哉
監事	新藤 こずえ
監事	吉江 悟

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2) 年会費 正会員（個人・団体） 6,000円 賛助会員（個人・団体） 1口 5,000円

（1口以上）

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	タゴモリ ケンタ	有・ <input checked="" type="radio"/>	代表理事
		田子森 健太		
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	タカマツ セナ	有・ <input checked="" type="radio"/>	副代表理事
		高松 世奈		
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	ニシカタ カオリ	有・ <input checked="" type="radio"/>	副代表理事
		西方 花緑		
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	ヒサタ ミツル	有・ <input checked="" type="radio"/>	専務理事
		久田 満		
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	イクタ チハル	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		生田 千陽		
6	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	オオツボ チサキ	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		大坪 千咲		
7	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	タカバヤシ ミズキ	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		高林 瑞希		
8	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	ウサミ シンリ	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		宇佐美 真理		
9	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	ナカジマ アユ	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		中嶋 安由		
10	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・監事	ナカムラ タツヤ	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
		中村 辰哉		

設立・役員変更用

11	理事・監事	シンドウ コズエ 新藤 こずえ	有・無	監事
12	理事・監事	ヨシエ サトル 吉江 悟	有・無	監事

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連

1 事業実施の方針

法人としての事業基盤を整備することを目的に、ホームページ・各種SNSを始めとした広報活動にも力を入れ、活動の認知向上と会員拡大を目指す。また、活動内容に関するマニュアルを作成し、内部体制の整備も進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 89 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
きょうだい児を対象としたサマーキャンプ事業	次年度より実施予定	—	—	—	—	—	0
きょうだい児及びその家族を対象とした交流事業	次年度より実施予定	—	—	—	—	—	0
一般市民を対象としたきょうだい児支援に関する研修事業	主に日頃きょうだい児と接する機会のある教師や保育士、医療従事者を対象に、きょうだい児に対する理解を深める研修会を実施する事業	年1回	東京都	10~15人	一般市民	25~30人	10
この法人の各事業を広めるための広報事業	大学が主催するイベントやホームページ、各種SNSを通じて、当団体の活動に対する幅広い世代からの認知を得る事業	随時	東京都千代田区	10~15人	一般市民	不特定多數	79

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
学園祭等における物品の販売事業	次年度より実施予定	—	—	—	0

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連

1 事業実施の方針

2025年度の活動を通じて明らかになった課題を改善しながら、行政機関や民間団体との連携や広報活動を継続し、認知度の向上・会員拡大を図る。また活動内容のさらなる充実を目指し、初年度の実績をもとに寄付の募集や助成金申請にも取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2790 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
きょうだい児を対象としたサマーキャンプ事業	きょうだい児を主な対象とし、非日常体験の提供・自己の解放を目的としたサマーキャンプを行う事業	年1回	茨城県	55~60人	主に首都圏に在住するきょうだい児	20~25人	2240
きょうだい児及びその家族を対象とした交流事業	サマーキャンプに参加した子どもたちとその家族を対象に、サマーキャンプからの再開の場としてのクリスマスパーティーを催す事業	年1回	東京都千代田区	55~60人	主に首都圏に在住するきょうだい児とその家族	40~45人	434
一般市民を対象としたきょうだい児支援に関する研修事業	主に日頃きょうだい児と接する機会のある教師や保育士、医療従事者を対象に、きょうだい児に対する理解を深める研修会を実施する事業	年5回	東京都	10~15人	一般市民	55~60人	26
この法人の各事業を広めるための広報事業	大学が主催するイベントやホームページ、各種SNSを通じて、当団体の活動に対する幅広い世代からの認知を得る事業	随時	東京都千代田区	10~15人	一般市民	不特定多數	90

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 253 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
学園祭等における物品の販売事業	上智大学の学園祭において、物品を販売する。	年1回	東京都千代田区	55~60人	253

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	126,000 0	126,000		0	126,000
2 受取寄附金 一般寄附金	120,000	120,000		0	120,000
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
4 事業収益 きょうだい児を対象としたサマーキャンプ事業収益 きょうだい児及びその家族を対象とした交流事業収益 一般市民を対象としたきょうだい児支援に関する事業収益 この法人の各事業を広めるための広報事業収益	0 0 0 0	0		0	0
5 その他の収益 販売事業収益		0		0	0
経常収益計		246,000		0	246,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費 賃借料 通信運搬費 消耗品費	10,000 6,000 73,000	89,000		0	89,000
事業費計		89,000		0	89,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費		0		0	0
管理費計		0		0	0
経常費用計		89,000		0	89,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ・・・①		157,000		0	157,000
【C】 経常外収益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ・・・②		0		0	0
経理区分振替額 ・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		157,000		0	157,000
法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					70,000
設立時正味財産額 ・・・⑥					468,279
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					555,279

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体 - 連

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	366,000 100,000	466,000		0	466,000
2 受取寄附金 一般寄附金	120,000	120,000		0	120,000
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
4 事業収益 きょうだい児を対象としたサマーキャンプ事業収益 きょうだい児及びその家族を対象とした交流事業収益 会員に対するきょうだい児支援に関する研修事業収益 この法人の各事業を広めるための広報事業収益	2,121,000 358,000 150,000 0	2,629,000		0	2,629,000
5 その他の収益 販売事業収益		0	320,000	320,000	320,000
経常収益計		3,215,000		320,000	3,535,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費 諸謝金 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 支払手数料 保険料 雑費	21,000 1,079,000 40,000 1,055,000 491,000 3,000 95,000 6,000	2,790,000	0 7,000 0 153,000 91,000 0 0 2,000	253,000	3,043,000
事業費計		2,790,000		253,000	3,043,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費		0		0	0
管理費計		0		0	0
経常費用計		2,790,000		253,000	3,043,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①		425,000		67,000	492,000
【C】 経常外収益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②		0		0	0
経理区分振替額 . . . ③		67,000		(67,000)	
税引前当期正味財産増減額 ① + ② + ③ . . . ④		492,000		0	492,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤					70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑥					555,279
次期繰越正味財産額 ④ - ⑤ + ⑥					977,279

特定非営利活動法人きょうだい児支援団体「連」 設立趣旨書

1. 趣旨

厚生労働省が発表した2022年12月時点での日本における障害児・者の数は推計1164.6万人であり、総人口の9.3%となる。しかも、その数は増加傾向にある。

国はこの現状に対して、発達障害者支援法（2005年）、改正障害者基本法（2011年）、障害者総合支援法（2013年）、改正障害者雇用促進法（2023年）等を施行し、まだまだ十分とは言えないものの、障害児・者に対する医療、福祉、経済、就労等、様々な支援策を講じている。

一方、障害児・者の家族、とりわけ兄弟姉妹（以下、きょうだい児）に対しては、国や地方自治体レベルの支援策は乏しく、障害児を持つ親やきょうだい児を対象とした支援については、その必要性が最近ようやく社会に認知されるようになり、こども家庭庁などが支援に乗り出したと言えよう。

我々は、日々の生活の中で様々な生きづらさを感じているきょうだい児に早くから注目して来た。幼い頃のきょうだい児は祖父母も含めて家族からの関心が向けられなくなる。親に対して十分に甘えられない。自分の気持ちを押し殺してしまう。児童期・青年期になると、親の代わりに障害を持った子の世話をさせられる。学校でからかわれる。世間の冷たい目を気にするようになる。親亡き後の責任を負わされるなどといった現状が報告されている。

そのような現状から、大学のサークルとして発足した当団体は、学生が主体となり、心理学や社会福祉学の大学教員、看護師や特別支援学校の教員となった卒業生ら数多くの社会人OBOGがサポートする形で上記のような生きづらさを抱えているきょうだい児に対して「人生って楽しい！」と心の底から感じてもらうために、サマーキャンプやクリスマス会などのイベントを通して支援活動を行ってきた。このような活動を継続的かつ安定的に実施するためには、社会的信頼の獲得、各種契約の締結、運営資金の調達が不可欠であり、そのためには法人格が必要である。そこで当団体は、営利を目的とはせず社会課題の解決を目指していることからNPO法人とすることが最適と考え、ここに成立することに至った。

2. 申請に至るまでの経過

2000年6月10日 きょうだい児支援サークル「連」発足

2000年8月29日～30日 第1回サマーキャンプを実施

2025年8月10日～12日 第17回サマーキャンプを実施

2025年8月23日 NPO法人の設立を提案

2025年10月6日 発起人会開催

令和7年11月23日

設立代表者 住所

氏名 久田 满